

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

(株)あかつき本社の新株予約権無償割当てに伴う貸借取引の権利処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、(株)あかつき本社は、2018年7月25日現在の同社株主に対して、普通株式1株につき1個の割合にて同社新株予約権を無償で割当てることといたしましたが、貸借取引における当該権利の処理につきましては、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」（以下「権利処理要領」という。）に基づき東京証券取引所（以下「東証」という。）と協議のうえ、下記のとおり実施することといたしましたのでご通知申し上げます。

なお、当社から引受申込を行った貸借取引参加者および入札により落札した貸借取引参加者（以下「引受・落札貸借取引参加者」という。）への新株予約権の引渡しならびに入札により落札した貸借取引参加者から顧客への新株予約権の引渡しにあたりましては、それぞれ(株)あかつき本社取締役会による譲渡承認決議を受ける必要がありますことから、あらかじめ同社に対して当該手続きが円滑に行われるよう協力を要請し、ご理解をいただいております。（下記12.参照）。

敬 具

記

1. 新株予約権が割当てられる銘柄および割当基準日等^(注1)

銘柄 (コード)	割当基準日	新株予約権の割当	発行価額	行使価額	行使期間	最低引受株数 (親株ベース)
(株)あかつき本社 (8737) <small>(注2)(注3)</small>	7月25日 (水)	(株)あかつき本社株式 1株につき新株予約権 1個 ^(注4)	無償	100円 <small>(注5)</small>	2018年8月24日～ 2018年12月25日	200株

(注) 1. 新株予約権の詳しい内容につきましては、(株)あかつき本社発表の「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ（2018年6月15日付）」等に記載されておりますので、適時開示情報閲覧サービス等でご確認ください。

2. 引受申込においては(株)あかつき本社株式の銘柄コード（8737）を使用し、権利入札申込においては(株)あかつき本社第3回新株予約権の当社指定コード（87374）を使用してください。

3. (株)あかつき本社は貸借融資銘柄です。

4. 新株予約権1個の目的である株式の数は0.5株です。

5. 本新株予約権1個当たりの行使価額です。

2. 融資利用貸借取引参加者の新株予約権引受申込み 7月20日(金)午後4時より
日証金ネットの「新株引受申込」画面からお申込み下さい。

3. 引受によって全個消化した場合の取扱いについて
引受により全個消化した場合には、「権利処理要領」別表「権利処理価額算出に関する表」1
に定める算式により算出した価格を権利処理価額とすることとします。

4. 入札の場合の発表日時 7月23日(月)午前8時30分
入札個数は、日証金ネットの「権利入札株数照会」画面および東証Target内日証金サイトによりご案内いたします。

5. 入札日時および方法 7月23日(月) 午前11時30分～午前11時50分(時間厳守)
日証金ネットの「権利入札申込」画面または「権利入札申込アップロード」画面からお申込み
下さい。

6. 入札の申込み個数
新株予約権200個(日証金ネットの画面上は200株)を1単位としますので、その整数倍でお
申込みください。

7. 入札値段の申込み単位 10銭

8. 入札値段の取扱いについて

入札対象が上場を予定している新株予約権の場合、入札日午前立会における普通株式の最終価格から普通株式1株を取得するための行使価額を控除した価格の上下一定の範囲内(最終価格の上下7%の範囲内)の値段による入札を採用することとしておりますが、今回は入札対象が非上場の新株予約権であることなどから、当該取扱いは適用しないことといたします。ただし、当該権利入札におきましても、東証と協議のうえ、不相当と認められる価格による入札については除外することがあります。

9. 入札によって全個消化しなかった場合の特別な取扱いについて

上記4.による入札後の不足個数について、再入札を行います(再入札の受付時間は当日別途ご通知いたします。)が、再入札によっても全個消化しなかった場合でも、「権利処理要領」別表「権利処理価額算出に関する表」2に定める算式により権利処理価額を算出することとします。
この場合、未処分部分については、落札総代金に含めませんが、落札個数には含めて落札平均価格を算出します。

10. 新株予約権引受・落札代金払込日 7月26日(木)

1 1. 貸借値段に係る取扱い

当該銘柄について、権利落日となる 7 月 23 日（月）に金融商品取引所（以下「取引所」という。）のいずれにおいても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した取引所の基準値段を権利落日の貸借値段といたします。

1 2. 新株予約権の譲渡手続き等

- (1) 当社は、(株)あかつき本社に対し、新株予約権の割当てが効力を発生する 2018 年 8 月 24 日以降速やかに、新株予約権を当社から引受・落札貸借取引参加者に譲渡するための譲渡承認請求を行います。また、入札により落札した貸借取引参加者は、これを顧客に譲渡する場合、同社に対し譲渡承認請求を行う必要があります。
- (2) 上記（1）の譲渡承認請求が同社取締役会において承認された後、新株予約権原簿の名義を当社から譲渡先である引受・落札貸借取引参加者または顧客に書き換える手続きが行われ、新株予約権の権利行使の際に必要な行使請求書が譲渡先に直接送付されます。
- (3) 新株予約権行使請求書の引受・落札貸借取引参加者または顧客への送付は、新株予約権の割当てが効力を発生する 2018 年 8 月 24 日以降に譲渡手続きが行われるため、新株予約権の権利行使期間（2018 年 8 月 24 日～2018 年 12 月 25 日）の初日以後となりますのでご注意ください。

以 上